

○江田島市空家等対策条例

令和3年12月17日

条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めるとともに、空家等に関する対策を推進することにより、誰もが安全・安心で快適に住み続けられる生活環境の保全及び地域の活性化を図り、もって市に住み続けたい、又は住んでみたいと思える良好な住環境の維持及び形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「管理不全な状態」とは、空家等が次に掲げるいずれかの状態にあるものをいう。

(1) 老朽化又は地震等の自然災害により、倒壊するおそれのある状態

(2) 建築資材等が飛散し、又ははく落することにより、人の生命若しくは身体又は財産に被害を与えるおそれのある状態

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本理念)

第3条 空家等は、良好な住環境を形成する地域の有用な資源の一つで、その適切な管理及び活用が必要であるが、これが行われず防災、衛生、景観等地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、空家等の所有者等と市及び市民等（市内に居住する者並びに市内の事業所及び事業所に勤務する者をいう。以下同じ。）は、相互に連携及び協力し、空家等の発生の予防、適切な管理及び利活用の促進並びに特定空家等に対する措置の促進に主体的に取り組むことにより、快適な住みよい環境づくりを行う

ものとする。

(所有者等の責務)

第4条 空家等の所有者等は、その所有し、又は管理する空家等の状況を定期的に把握するとともに、管理不全な状態で周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において、適切な管理を行わなければならない。

2 空家等の所有者等は、その所有し、又は管理する空家等を利用する見込みがないときは、前条の基本理念に則り、賃貸、譲渡その他の利活用をするための取組を行うよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、第3条の基本理念に則り、法第6条第1項の規定により定める空家等対策計画に基づき、空家等に関し必要な施策を総合的かつ計画的に講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、空家等の発生の抑制、適切な管理、利活用の促進等が図られるよう、広報活動、啓発活動その他の必要な措置を講じることとする。

3 市は、空家等に関する相談に応じ、相談者への情報提供、助言その他の必要な措置を講じることとする。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、第3条の基本理念に則り、空家等に関し必要な施策への協力及び空家等の発生の抑制に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市民等は、管理不全な状態にある空家等を発見したときは、市に対し、その情報を提供するよう努めるものとする。

(緊急安全措置)

第7条 市長は、管理不全な状態にある空家等が保安上著しく危険な状態にあり、かつ、次に掲げる要件をいずれも満たすときは、職員に当該空家等の敷地に立ち入り、当該危険を回避するため必要な最小限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講じさ

せることができる。

(1) 地域住民の生命若しくは身体又は財産に対する重大な危険が切迫し、その危険を防止するために緊急の必要があると認められるとき。

(2) 空家等の所有者等を確知できないとき、所有者等に対し、状態を改善させるための措置を講じさせる時間的余裕がないと認めるとき、その他特別の事情により緊急に措置を講じる必要があるとき。

2 前項の規定により空家等の敷地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該空家等の所有者等に対し、当該緊急安全措置の内容を直ちに通知するものとする。ただし、空家等の所有者等を確知することができないとき、又は空家等の所有者等に通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 市長は、緊急安全措置を講じたときは、法第7条第1項の規定により組織する協議会に報告しなければならない。

5 市長は、緊急安全措置を講じたときは、その費用の全部又は一部の支払を当該空家等の所有者等に命ずることができる。

(関係行政機関との連携)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する関係行政機関に対し、法及びこの条例に基づいて講ずる措置に関し必要な情報の提供及び協力を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。